

二宮町ふるさと納税返礼品募集要領

(目的)

第1条 ふるさと納税制度による二宮町への寄附促進と町特産品等のPR・販売促進を図るため、寄附者へ送付する返礼品(以下「返礼品」とする。)を募集することを目的とする。

2 返礼品は、インターネットのふるさと納税サイトへ掲載をしていくものとする。

(返礼品事業者の要件)

第2条 返礼品を取り扱う事業者(以下、事業者という。)は、次の要件を全て満たすこととする。ただし、その他町長が認めるものはその限りではない。

- (1) 二宮町内で栽培、製造、加工、販売、サービス等を行っていること
- (2) 二宮町の税等について滞納をしていないこと
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者

(返礼品の要件)

第3条 返礼品の要件は、二宮町内で、栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされており、下記のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 二宮町の特産品として広く認められているもの
- (2) 二宮町の魅力を「体感できる」「懐かしんで頂ける」もの
- (3) 各法律等に抵触する恐れのないもの
- (4) 前各号以外で、二宮町のPRにつながる商品やサービスであること

(返礼品の価格等)

第4条 返礼品の寄附金額に対する価格は別表1のとおりとする。

2 前項に定める価格は、梱包費を含むものとし、価格設定については特典提供価格(税込)の100円未満の単位を切り上げたものとする。

(例:特典提供価格(税込)2,980円→価格設定 3,000円)

3 返礼品に係る送料は、実費分を別途提供するものとする。

別表1

グループ	寄附金額	返礼品の価格設定
A	5,000 円以上 13,000 円以下	3,600 円以下
B	13,001 円以上 21,000 円以下	6,000 円以下
C	21,001 円以上 26,000 円以下	7,500 円以下
D	26,001 円以上 31,000 円以下	9,000 円以下
E	31,001 円以上 36,000 円以下	10,500 円以下
F	36,001 円以上 41,000 円以下	12,000 円以下
G	41,001 円以上 46,000 円以下	13,500 円以下
H	46,001 円以上 51,000 円以下	15,000 円以下
I	51,001 円以上 101,000 円以下	30,000 円以下
J	101,001 円以上 201,000 円以下	60,000 円以下
K	201,001 円以上	60,000 円以上

(事業者の特典)

第5条 事業者は、新たな販路拡大として、以下の特典を受けることができる。

- (1) 返礼品を送付する際に、事業者の販促物を同封することができる。

(募集期間)

第6条 ふるさと納税返礼品は、随時受付を行う。

(必要書類)

第7条 必要書類は下記のとおりとする。ただし、第3号については、任意での提出とする。

- (1) 二宮町ふるさと納税返礼品応募用紙(第1号様式)
- (2) 返礼品の写真又は画像データ

(3) 返礼品のパフレット

(応募方法)

第8条 応募は、前条で定める必要書類を、郵送又は持参で行うこととする。

2 郵送の場合の提出先は以下のとおりとする。

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地 二宮町役場 財務課財務契約班

(返礼品の決定)

第9条 返礼品の決定は、第7条の規定により提出された書類をもとに審査を行い、町長は速やかに二宮町ふるさと納税返礼品認定通知書(第2号様式)又は二宮町ふるさと納税返礼品却下通知書(第3号様式)にて結果を通知するものとする。

2 前項で決定を受けた事業者は、二宮町からふるさと納税事務の委託を受けた業者と商品取引契約を締結するものとする。

3 返礼品の決定については、事業者からの申し出又は町長の取り消しがあるまでは、継続するものとする。

(返礼品の辞退)

第10条 事業者が返礼品を辞退する場合は、辞退しようとする3か月前までに、二宮町ふるさと納税返礼品辞退申出書(第4号様式)を町長に提出するものとする。

2 前項の規定により申し出があった場合は、町長は二宮町ふるさと納税返礼品辞退確認通知書(第5号様式)を事業者に通知するものとする。

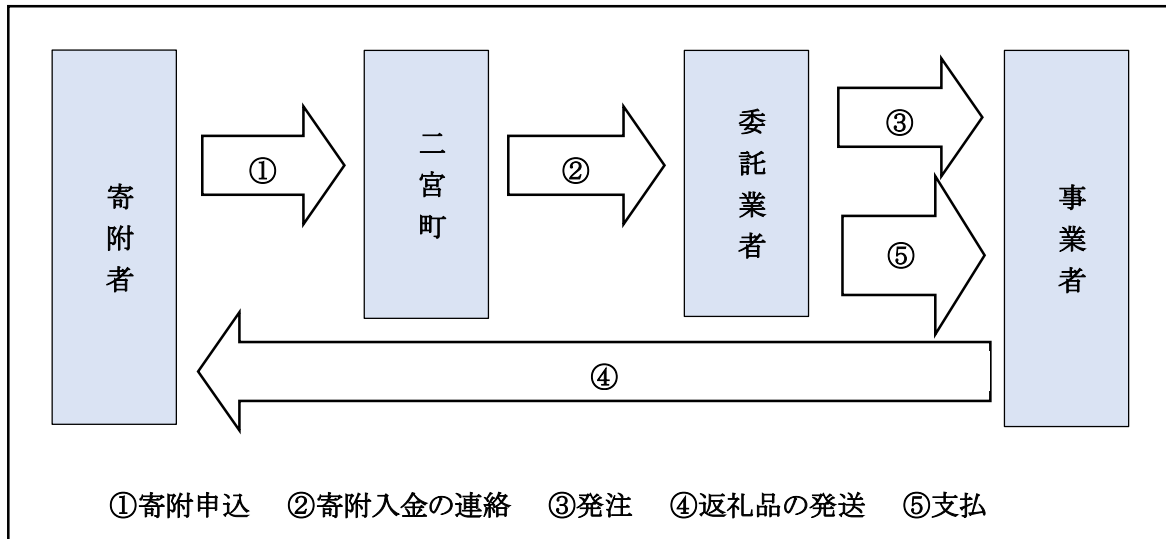
(個人情報の取り扱い)

第11条 事業者は、個人情報の取り扱いについて、二宮町個人情報保護条例(平成10年3月20日条例第2号)をはじめとした関係法令を順守すること。

2 町から提供した寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。ただし、事業者の販促物を同封した際に、改めて寄附者から事業者への商品購入申込等があった場合は、この限りではない。

(返礼品発送)

第 12 条 返礼品発送の流れは以下のとおりとする。



(留意事項)

第 13 条 事業者は以下について留意すること。

- (1) 返礼品及びサービスについては、適正な品質管理等に努め、事業者の責任において提供すること。
- (2) 町長が第2条から第4条までの要件に適合しなくなったと判断した場合、事業者に事実確認を行い、その理由の如何によっては、返礼品の決定を取り消すことがあること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年4月1日より施行する。
(平成 29 年度二宮町ふるさと寄附金特典出品事業者募集要領の廃止)
- 2 平成 29 年度二宮町ふるさと寄附金特典出品事業者募集要領は廃止する。
- 3 平成 30 年3月 31 日までに行った決定については、変更を行わない。
- 4 この要領は、令和 4 年 9 月 1 日より施行する。
- 5 この要領は、令和5年 10 月 1 日より施行する。